

中等度難聴児に対する補聴器等装用事業助成金交付についてのご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器を使用することにより言語能力、生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等を購入する場合にその費用の一部を助成します。

(注) 助成を受けるためには、補聴器等を購入する前に申請手続きが必要となります。

1 対象者

次の①から④に該当する方。ただし、中等度難聴児または中等度難聴児と同一世帯の方のうち、いずれかの方の住民税所得割額が46万円以上の場合は対象外になります*。

- ① 町田市内に住所を有する18歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない方
- ③ 補聴器等の装用により、コミュニケーション能力等の向上が見込まれると医師が認める方
- ④ 初めて助成を受ける方、または前回の助成金の交付を受けた日から5年を経過している方

* 所得割額が指定都市に住所を有する方として算定されている場合、指定都市以外に住所を有する方とみなして所得割額を算定します。

2 対象となる補聴器等

区分	種類	1台当たりの基準価格	助成対象経費	備考
補聴器	高度難聴用ポケット型	137,000円	補聴器本体（電池を含む）、イヤモールド	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する方による調整が必要な場合は、2,000円を加算
	高度難聴用耳かけ型			
	重度難聴用ポケット型			
	重度難聴用耳かけ型			
	耳あな型（レディメイド）		補聴器本体（電池を含む）	
	耳あな型（オーダーメイド）			
	骨導式ポケット型			
骨導式眼鏡型	補聴器本体（電池を含む）、平面レンズ			
補聴システム※	ワイヤレスマイク	98,000円	※ 補聴システムは、FM型及びデジタル方式が対象	
	受信機	80,000円		
	オーディオシュー	5,000円		

3 助成金額








片耳1台あたりの補聴器等の実際の購入費と、1台当たりの基準価格とを比較し、少ない方の額の9割（対象者が生活保護法による被保護世帯、または市民税非課税世帯に属する場合は10割）の金額とします。

～助成金の受領委任について～

補聴器等を販売した事業者に、助成金の請求及び受領の権限を委任することができます。受領委任をした場合、申請者は補聴器等購入金額から助成金額を差し引いた金額を補聴器販売事業者にお支払いいただくことになります。

（裏面あり）

申請、請求の流れ

受領委任を希望する場合	受領委任を希望しない場合
<p>⇒市は助成金を補聴器販売事業者にお支払いいたします。申請者は購入費から助成金を差し引いた金額を補聴器販売事業者にお支払いください。</p>	<p>⇒市は助成金を申請者にお支払いいたします。申請者は補聴器販売事業者に購入費全額をお支払いいただいた後、市に助成金をご請求いただきます。</p>
<p>申請者は以下の書類を市（子ども発達支援課）に提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（第1号様式） →「受領委任を希望する」に☑ ・意見書（第2号様式）※¹ ・見積書※² ・他市から転入等の方は、課税証明書が必要な場合があります。電話でお問合せください。 <p style="text-align: center;"></p> <p>市は助成金交付を決定した場合※³、申請者に以下の書類をお送りします。また、助成金交付が決定したことを市から補聴器販売事業者にお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定通知書（第3号様式） ・助成券（第7号様式） ・代理受領委任状（第8号様式） <p style="text-align: center;"></p> <p>申請者は補聴器販売事業者に購入費から助成金額を差し引いた金額を支払い、補聴器等を受け取ってください。</p> <p>その際、助成券と委任者欄に記入・押印した代理受領委任状を補聴器販売事業者にお渡しください。</p> <p>～申請者の手続きは以上で終了です～</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>補聴器事業者は、請求書、領収書（写）、助成券、委任状などを市に提出し、市は助成金を補聴器販売事業者に支払います。</p>	<p>申請者は以下の書類を市（子ども発達支援課）に提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（第1号様式） →「受領委任を希望しない」に☑ ・意見書（第2号様式）※¹ ・見積書※² ・他市から転入等の方は、課税証明書が必要な場合があります。電話でお問合せください。 <p style="text-align: center;"></p> <p>市は助成金交付を決定した場合※³、申請者に決定通知書（第3号様式）のほか、請求に必要な書類をお送りします。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>申請者は補聴器販売事業者に購入費の全額を支払い、補聴器等を受け取ってください。デジタル式補聴器調整を行った場合は、デジタル式補聴器証明書（第6号様式）により、補聴器販売事業者の証明を受けてください。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>申請者は以下の書類を市（子ども発達支援課）に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書（第5号様式） ・領収書（原本） ・デジタル式補聴器調整証明書（第6号様式）※該当する場合のみ ・債権者（振込口座）登録依頼書※未登録の方のみ <p style="text-align: center;"></p> <p>市は申請者が指定した口座に助成金を入金します。</p>

- ※¹ 身体障害者福祉法第15条の規定による耳鼻咽喉科医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（耳鼻咽喉科）の医師又は対象児童の主治の医師たる耳鼻咽喉科医師が、助成対象児童の聴力検査等を実施し交付した意見書（第2号様式）
- ※² 意見書（第2号様式）に基づき、補聴器販売事業者が作成した見積書（デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する方による調整が必要な場合は、その旨を明記した見積書）
- ※³ 申請について審査の結果不交付となった場合は、不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知します。

■問合せ先

町田市中町2-13-14 町田市子ども発達センター内

子ども発達支援課推進係 電話 042-709-3455 F A X 042-726-0454